

議案第16号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月 2 9 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第16号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 自 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

平成19年2月1日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合職員（以下「職員」という。）の懲戒の手続及び効果について定めるものとする。

(懲戒の手続及び効果)

第2条 職員の懲戒の手続及び効果については、滋賀県の職員の例による。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。